小割り式二年魚または養殖業	または等（本養殖しているものでふ化の年の翌年（八月から十二月までの間にふ化したものにあつては、ふ化の年の翌々年）の単位漁場区域ごとに組合が共済規程で定める日から一年以内のものに限る。）
小割り式三年魚または養殖業	または等（本養殖しているものでこの表の小割り式二年魚または養殖業の項の下欄に規定する日から一年を経過した日から一年以内のものに限る。）
小割り式四年魚または養殖業	または等（本養殖しているものでこの表の小割り式二年魚または養殖業の項の下欄に規定する日から二年を経過した日から一年以内のものに限る。）
小割り式すぎ養殖業	すぎ（本養殖しているものでふ化の年の翌年（八月から十二月までの間にふ化したものにあつては、ふ化の年の翌々年）の単位漁場区域ごとに組合が共済規程で定める日から一年以内のものに限る。）
小割り式まさば養殖業	まさば（本養殖しているものでふ化の年の翌年の単位漁場区域ごとに組合が共済規程で定める日から一年以内のものに限る。）
小割り式二年魚くろまぐろ養殖業	くろまぐろ（本養殖しているものでふ化の年の翌年の単位漁場区域ごとに組合が共済規程で定める日から一年以内のものに限る。）
小割り式三年魚くろまぐろ養殖業	くろまぐろ（本養殖しているものでこの表の小割り式二年魚くろまぐろ養殖業の項の下欄に規定する日から一年を経過した日から一年以内のものに限る。）
小割り式四年魚くろまぐろ養殖業	くろまぐろ（本養殖しているものでこの表の小割り式二年魚くろまぐろ養殖業の項の下欄に規定する日から二年を経過した日から一年以内のものに限る。）
小割り式二年魚めばる養殖業	めばる等（本養殖しているものでふ化の年の翌年（八月から十二月までの間にふ化したものにあつては、ふ化の年の翌々年）の単位漁場区域ごとに組合が共済規程で定める日から一年以内のものに限る。）
小割り式三年魚めばる養殖業	めばる等（本養殖しているものでこの表の小割り式二年魚めばる養殖業の項の下欄に規定する日から一年を経過した日から一年以内のものに限る。）
小割り式四年魚めばる養殖業	めばる等（本養殖しているものでこの表の小割り式二年魚めばる養殖業の項の下欄に規定する日から二年を経過した日から一年以内のものに限る。）
小割り式かわはぎ養殖業	かわはぎ（本養殖しているものでふ化の年の翌年の単位漁場区域ごとに組合が共済規程で定める日から一年以内のものに限る。）

2　法第百十五条第三項の政令で定める養殖水産動植物は、次の表の上欄に掲げる養殖業の種類ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

養殖業の種類	養殖水産動植物
小割り式二年魚または養殖業	または等（本養殖しているものでふ化の年の翌年（八月から十二月までの間にふ化したものにあつては、ふ化の年の翌々年）の単位漁場区域ごとに組合が共済規程で定める日から一年以内のものに限る。）
小割り式三年魚または養殖業	または等（本養殖しているものでこの表の小割り式二年魚または養殖業の項の下欄に規定する日から一年を経過した日から一年以内のものに限る。）
小割り式四年魚または養殖業	または等（本養殖しているものでこの表の小割り式二年魚または養殖業の項の下欄に規定する日から二年を経過した日から一年以内のものに限る。）

小割り式すぎ養殖業	すぎ（本養殖しているものでふ化の年の翌年（八月から十二月までの間にふ化したものにあつては、ふ化の年の翌々年）の単位漁場区域ごとに組合が共済規程で定める日から一年以内のものに限る。）
小割り式まさば養殖業	まさば（本養殖しているものでふ化の年の翌年の単位漁場区域ごとに組合が共済規程で定める日から一年以内のものに限る。）
小割り式二年魚めばる養殖業	めばる等（本養殖しているものでふ化の年の翌年（八月から十二月までの間にふ化したものにあつては、ふ化の年の翌々年）の単位漁場区域ごとに組合が共済規程で定める日から一年以内のものに限る。）
小割り式三年魚めばる養殖業	めばる等（本養殖しているものでこの表の小割り式二年魚めばる養殖業の項の下欄に規定する日から一年を経過した日から一年以内のものに限る。）
小割り式四年魚めばる養殖業	めばる等（本養殖しているものでこの表の小割り式二年魚めばる養殖業の項の下欄に規定する日から二年を経過した日から一年以内のものに限る。）
小割り式かわはぎ養殖業	かわはぎ（本養殖しているものでふ化の年の翌年の単位漁場区域ごとに組合が共済規程で定める日から一年以内のものに限る。）

第十四条に次の一項を加える。

第十八条第一項中「養殖業は」の下に「、かき養殖業」を加え、「小割り式ぎんざけ養殖業」を「小割り式さけ・ます養殖業」に改める。

第二十一条の二中「第百三十六条の二第一項」を「第百三十六条の三第一項」に改め、同条を第二十一条の三とし、第二十一条の次に次の一条を加える。

（漁業施設共済の共済金の支払に関する特約に係る養殖施設又は漁具）

第二十一条の二　法第百三十六条の二の政令で定める養殖施設又は漁具は、第十九条各号に掲げる養殖施設又は漁具とする。

第二十二条の三中「第二十五号」を「第三十一号」に改め、同条第十八号を次のように改める。

十八　小割り式さけ・ます養殖業

第二十二条の三に次の六号を加える。

二十六　小割り式二年魚または養殖業、小割り式三年魚または養殖業及び小割り式四年魚または養殖業

二十七　小割り式すぎ養殖業

二十八　小割り式まさば養殖業

二十九　小割り式二年魚くろまぐろ養殖業、小割り式三年魚くろまぐろ養殖業及び小割り式四年魚くろまぐろ養殖業

三十　小割り式二年魚めばる養殖業、小割り式三年魚めばる養殖業及び小割り式四年魚めばる養殖業

三十一　小割り式かわはぎ養殖業

第二十二条の五中「第二十一条の二」を「第二十一条の三」に改める。

第二十二条の六第一項第七号中「小割り式ぎんざけ養殖業」を「小割り式さけ・ます養殖業」に、「及び小割り式二年魚しまあじ養殖業」を「、小割り式二年魚しまあじ養殖業、小割り式二年魚または養殖業、小割り式三年魚または養殖業、小割り式四年魚または養殖業、小割り式すぎ養殖業、小割り式まさば養殖業、小割り式二年魚くろまぐろ養殖業、小割り式三年魚くろまぐろ養殖業、小割り式四年魚くろまぐろ養殖業、小割り式二年魚めばる養殖業、小割り式三年魚めばる養殖業、小割り式四年魚めばる養殖業及び小割り式かわはぎ養殖業」に改める。

第二十三条第四項中「が一億六千万円（当該漁業が漁業協同組合又は漁業生産組合又は漁業法第十六条第八項第二号若しくは第三号の法人（以下この項において「漁業協同組合等」という。）」に、「、一億六千万円（当該漁業が漁業協同組合等」を「、一億六千万円（当該漁業が漁業協同組合等」に改める。